

## [事案 2022-23] 入院・手術給付金支払等請求

・令和4年9月30日 裁定終了

### <事案の概要>

特別条件に関する募集人の説明が不十分であったこと等を理由に、入院・手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

耳硬化症により入院し、鼓室形成再建術を受けたため、平成30年6月に契約した医療保険（耳について全期間部位不担保の特別条件付）にもとづき給付金を請求したところ、不担保部位の手術であるとして、入院・手術給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院・手術給付金を支払うか、既払込保険料を返還してほしい。

(1) 特別条件の承諾にあたって、募集人から、メニエール病が支払対象外となる程度の説明は受けたが、詳細な説明は受けなかったため、既往症であるメニエール病および突発性難聴が支払対象外となると理解していた。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人に対し、特別条件の内容について複数回詳細に説明しており、メニエール病が支払対象外となるといった説明をした事実はない。
- (2) 申立人は、特別条件の内容が分かりやすく詳細に記載された承諾書に署名している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、特別条件を承諾した際の事情等を把握するため、申立人および契約にあたって同行していた募集人の上司に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、特別条件に関する募集人の説明が不十分であったことを理由とした入院・手術給付金の支払いまたは既払込保険料の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。